

第3 健康づくり事業



1 健康づくりネットワーク推進事業

健康づくりネットワークの構築

市民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備するため、市民・関係機関・団体・行政を有機的に結びつけるネットワークを構築し、健康長寿のまちづくりを推進していきます。

(1) 健康づくりマネージャー養成講座

平成20年度は、モデル地区である宮寺・二本木地区の健康づくりネットワーク推進事業の強化のため、実施していません。

(2) 健康なまちづくり講座

ア 目的

健康づくりネットワークの構築を目指し、市内を6地区に分け、それぞれの地区に健康づくりネットワーク組織を立ち上げるべく事業を推進している。

健康づくりに関する知識の普及・啓発を図ると共に、健康づくりネットワーク構築事業に伴う地域住民への健康づくりの動機付けを図ることを目的とする。また、宮寺・二本木地区の各団体が、「健康なまちづくり」について学び、地域での活動について話し合うことにより、地域の健康づくりに視点をおいた活動が行えるように意識を高めることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象者

地域住民

エ 対応

健康福祉課職員

オ 内容

1日目	公開講座「健康なまちづくり」講座 ～地域の健康づくりの主役はあなたです！～
2日目	ワークショップⅠ
3日目	ワークショップⅡ
4日目	ワークショップⅢ

講師 ヘルスプロモーション研究センター

常勤顧問 岩永俊博 氏

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	参加者数	備考
19	140	(健康づくり講演会)
20	62	公開講座

単位：人

	平成20年度
ワークショップⅠ	26
ワークショップⅡ	26
ワークショップⅢ	30

キ 事業の経過

平成18年度より健康づくりに関する知識の普及・啓発を図ることを目的とした「健康づくり講演会」として実施してきました。

平成19年度に引き続き、健康づくりネットワーク推進事業の一環として、宮寺・二本木地区において実施しました。平成20年度は地域で活動する団体へのアプローチとして「健康なまちづくり講座」として公開講座を含むワークショップとして開催しました。

ク まとめ

「健康なまちづくり」というテーマが難しく感じられ、とても大きな問題という印象を与えてしまい、自分自身の健康と結びつかないためか、参加者が予想を下回る結果となってしまいました。しかし、この事業をきっかけに各団体、個人が地域の健康と自身の健康を結びつけて考えていただければと期待します。

(3) 心も体も若返る?! リフレッシュ講座

ア 目的

簡単な体操や癒しのリラクゼーションを体験し、日々のストレスを解消しリラックスしていただくことを目的とする。また、宮寺・二本木地区の健康度を向上させることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象者

宮寺・二本木地区住民

エ 対応

保健師、健康運動指導士

オ 内容

	内 容	講 師
1 日目	歩き方のコツと姿勢について	健康福祉課職員
2 日目	アロマでリラクゼーション	村松美知恵 氏 AEAJ 認定アロマセラピーインストラクター

カ 実績 単位：人

	参加者数
1 日目	1 5
2 日目	1 6

キ 事業の経過

健康づくりネットワーク推進事業の一環として、宮寺・二本木地区における地域住民の健康意識の向上を図るため、健康ミニ講座として開催しました。

ク まとめ

健康づくりの意識を高めるための手段として、このような教室を開催するのは大切ですが、地域の老人会、自治会など、団体と一緒にいくこともネットワークをつくるためには重要ではないかと思えます。

(4) 健康チェック隊

ア 目的

宮寺・二本木地区における健康意識、健康情報等を広めるため、保健師、管理栄養士、健康運動指導士などにより健康チェック隊を結成、地区内へ派遣することにより、様々な健康づくり活動を実施し、健康に対する意識の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

10名以上の宮寺・二本木地区の団体またはグループ（営利目的や宗教団体を除く）や宮寺・二本木地区の会場（公民館、博物館、憩いの家、その他）で行われるイベント

エ 対応者

健康福祉課職員

オ 内容

血管年齢測定、血圧測定、ストレッチ体操、保健師による健康相談、管理栄養士による栄養相談等

カ 実績

1) 小林病院まつり 単位：人

内 容	参加者数
血管年齢測定	42
血流チェック	60
ストレッチ体操	40

2) 二本木・狭山台地区文化祭 単位：人

内 容	参加者数
血管年齢測定	57

キ 事業の経過

健康づくりネットワーク推進事業の一環とし、宮寺・二本木地区の健康意識を向上させるため、平成20年度より事業を開始しました。

ク まとめ

健康づくりネットワーク事業のモデル地区である、宮寺・二本木地区で事業を開始しましたが、各団体への周知があまりされませんでした。今後、周知方法を検討することが必要であると感じました。

(5) 食生活改善推進員養成講座

隔年実施のため、平成20年度は実施していません。

(6) 食生活改善推進員「リーダー研修会」

ア 目的

食生活改善推進員の活動に必要な情報の提供等を行い、食生活改善推進員の育成を図る。

イ 根拠・関連法令

食育基本法 食生活改善推進員の活動について（健医健発51平7.6.19）

ウ 対象

食生活改善推進員協議会の支部長、副支部長等 36名

エ 対応者

食生活改善推進員役員、管理栄養士、事務職員

オ 内容

月1回（6月、8月、1月は除く）、健康福祉センターにて各回テーマに沿った講義または実技と、調理実習を実施。

平成20年度研修テーマ			
月	内容	月	内容
4月	コレステロール	11月	乳製品
5月	糖尿病	12月	おせち料理
7月	おやこ料理	2月	高齢者の食生活
9月	高血圧	3月	薬膳料理
10月	食事バランスガイド		

カ 実績

単位：人

年度	区分	参加延べ人数
19		326
20		368

キ 事業の経過

平成15年度より、食生活改善推進員協議会と共催で実施。研修内容は市と協議により決定しています。参加者がこの研修会で学んだことを、各支部の定例会で伝達することにより、全会員に知識や情報が提供されるようになっていきます。

ク まとめ

健康福祉センター職員が本事業に関わることで、最新の健康情報や健康福祉センターの情報を提供することができています。食生活改善推進員協議会の育成につながる事業については、引き続き検討する必要があります。

2 健康づくり推進事業

(1) 測って改善！血管若返り教室 ～戦えメタボレンジャー～

ア 目的

生活習慣を見つめ直し、生活習慣病の予防と改善を図るための知識と行動を身につけるとともに、検査値の改善を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法 第17条

ウ 対象

市内在住で生活習慣病が気になる方

エ 対応者

医師、看護師、臨床検査技師
 保健師、管理栄養士、栄養士
 健康運動指導士、健康運動実践指導者

オ 内容

下記の内容を集団教室形式にて、年間5コース開催。
 形態測定、血管年齢測定、頸動脈超音波検査、血液検査、個別栄養相談、
 健康・栄養・運動講座。

期間 4か月間

カ 実績

単位：人

年度	区分	参加 実人数	参加 延べ人数	備考
19	1コース	23	179	
	2コース	12	102	
	3コース	17	157	
	4コース	10	85	体育館にて開催
	5コース	10	71	
	6コース	14	121	
	7コース	11	98	
	8コース	12	88	
	9コース	13	117	二本木公民館にて開催
20	1コース	24	184	
	2コース	23	164	
	3コース	13	99	東金子公民館にて開催
	4コース	14	102	
	5コース	20	128	

キ 事業の経過

従来、保健センターにおいて、老人保健法に基づき健康教室を「高血圧予防」や「高脂血症予防」等、疾患別に行ってきましたが、平成15年度、健康福祉センターの開設時に、それらを統合し、生活習慣病対策として食生活や、運動などで予防、改善する健康教室を「検査値改善コース」として開始しました。

実施期間、回数等は年度ごとに見直し、平成18年度からは、参加者の生活改善の動機づけ支援の方法として、コースの前後に血管年齢測定を取り入れて、名称も「生活習慣改善コース」と変更しました。平成20年度からは、内容に大きな変更はありませんが、名称を「測って改善！血管若

「振り返り教室～戦えメタボレンジャー～」と変更しました。

ク まとめ

事業成果としては参加者の検査データの平均値で評価すると、「体重」「コレステロール」「血糖値」の値が改善しています。

また、検査データだけでなく、アンケートにより、実際の生活習慣行動も改善しているという結果になっています。しかし、教室が終了することにより、生活習慣行動が継続しにくくなっているため、継続していただくための工夫が必要と思われます。

(2) 平成19年度「生活習慣改善コース」修了者の集い

ア 目的

教室参加者が終了後1年以上経過した後、よい生活習慣を継続できているか把握し、参加者の健康意識の向上を目指し更なる動機づけを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法 第17条

ウ 対象

平成19年度に実施した「生活習慣改善コース」に参加をされた方

エ 対応者

保健師、管理栄養士、健康運動指導士、健康運動実践指導者

オ 内容

事前に形態測定、血管年齢測定を実施。

その後、集いの日を設定し、健康講座やグループワークを行った。

カ 実績

単位：人

区分 年度	参加 実人数	参加率	備考
19	86	60.1%	平成18年度生活習慣改善コース参加者 (143人)
20	57	47.7%	平成19年度生活習慣改善コース参加者 (122人)

キ 事業の経過

平成19年度から、前年度の「生活習慣改善コース」参加者を対象とし、修了者の集いを開催しています。

ク まとめ

血管年齢の測定をするだけでなく、健康講座やグループワークの機会を設けたことで、生活習慣の振り返りや生活習慣行動の継続へのきっかけ

の機会となりました。

(3) 生活習慣病ミニセミナー

ア 目的

生活習慣病に関する情報提供をし、知識の普及・啓発を行い、市民が自分の生活習慣を見直すきっかけとすることを目的としている。

イ 根拠・関連法令

健康増進法 第17条

ウ 対象

生活習慣病に関して興味のある方

エ 対応者

保健師、医師、管理栄養士、健康運動指導士、健康運動実践指導者等

オ 内容

生活習慣病（肥満、高血圧、脂質異常、高血糖等）をテーマに開催。

カ 実績

単位：人

区分 年度	参加者数	備考
19	12	第1回 「肥満解消講座」
	12	第2回 「歯科講座」
	57	第3回 「動脈硬化講座」
20	51	第1回 「動脈硬化講座」
	17	第2回 「肥満予防・解消講座」
	16	第3回 「肥満講座」
	59	第4回 「動脈硬化講座」

キ 事業の経過

平成16年度から事業を開始しました。生活習慣改善コースのような長期間の講座に参加できない方に対し、ポピュレーションアプローチとして年4回、半日の講座として開催しました。

毎年3～5回で開催をしており、内容は、それぞれの回でテーマを変え、生活習慣全般に関する知識の普及・啓発を行っています。

ク まとめ

開催内容によって参加人数は異なるものの、毎回10人以上の方が参加をしています。ポピュレーションアプローチとして今後もより多くの方が参加できるように、内容及び周知方法を検討していく必要があります。

(4) 禁煙チャレンジコース

ア 目的

喫煙が及ぼす健康への影響についての知識の普及・啓発を図り、適切な禁煙方法と対処法により、禁煙へと導き禁煙の継続を支援する。また、喫煙による疾患の発症の低下をさせる。

イ 根拠・関連法令

健康増進法 第17条

ウ 対象

現在タバコを吸っているが、タバコをやめたいと思っている方

エ 対応者

保健師

オ 内容

1コース全6回、年間1コース開催。

禁煙の心構えや、禁煙後の離脱症状などグループワーク形式での学習。

身体計測、ニコチン依存度チェック（尿検査）を毎回実施。

カ 実績

単位：人

区分 年度	参加実人数	参加延べ人数
19	8	34
20	9	43

キ 事業の経過

市民向けの禁煙サポート事業を開催するに当たり、平成16年度に市職員に対してプレ事業を実施して、事業内容を検討しました。平成17年度から正式に健康づくり推進事業として開催しています。

ク まとめ

年度によって多少の違いはあるものの、全体的な禁煙成功率は、教室終了時に40%程度であり、良い結果であると言えます。

今後は参加者の増加のための禁煙に対するアプローチ事業も展開していく必要があります。

(5) 40・50歳代女性のための健康講座～あなたがイキイキと輝くために～

ア 目的

更年期の心身の変化（生活習慣病を含む）についての知識の普及・啓発を行うことで、老年期に向けた健康管理（セルフケア）が行えるようにし、更年期を快適に過ごせるよう、参加者の交流や情報交換の場の提供をする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法 第17条

ウ 対象

概ね40～50歳代の女性

エ 対応者

保健師、栄養士、健康運動指導士

オ 内容

1コース全6回、年間1コース開催。

更年期の心身についての健康講座や栄養講座、調理実習、運動実践など。

最終日には、参加者同士の交流を図るため茶話会を設けた。

カ 実績

単位：人

年度	区分	参加実人数	参加延べ人数
19		34	152
20		36	167

キ 事業の経過

平成9年度より、更年期教室として実施しています。平成12年度より全6回（月1回、6か月間）のコースとし、平成14年度も内容を若干変更したものの頻度・回数は同様にて実施しております。平成17年度から、回数は6回のまま3か月でのコースに変更しました。平成19年度には、5回実施し、平成20年度は、6回実施いたしました。

ク まとめ

毎回多くの方が参加をしています。更年期になってきて、改めて自分の健康について見直す良い機会といえます。

(6) おいしくたべよう0・1・2さい

ア 目的

子どもの望ましい食習慣を育てていくために、児童センターに集まった親子を対象に、食に関する情報、知識の普及・啓発を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法、食育基本法、次世代育成支援行動計画

ウ 対象

児童センターで実施している「みんなであそぼう0・1・2さい」に参加した親子

エ 対応者

管理栄養士、栄養士、児童センター職員

オ 内容

毎月第2金曜日（8月は除く）に児童センター遊戯室にて実施。簡単な手遊びを交えながら野菜の紹介とその栄養価や調理法等の情報と知識の啓発を行う。

紹介した野菜を用いたレシピ（離乳食への展開等）と食にまつわる情報を盛り込んだ資料を配布。

カ 実績

単位：人

年度	区分	参加延べ人数
19		1,074
20		937

キ 事業の経過

平成17年度より、児童センター職員と協議しながら運営し、事業を実施しています。

ク まとめ

天候により参加人数に差が生じますが、手遊び等を親子で楽しんで参加していた人が多く、集中している様子が見られました。

資料の配布は定着してきており、ほとんどの参加者が受け取っていきます。

乳幼児期の子と親に直接働きかけられる場として、有効に使っていきたいと考えます。

(7) 65歳からの楽々運動教室

ア 目的

身体活動能力の向上を図るため、手軽に行える運動方法を身につける。

また、介護予防に関する知識の普及・啓発を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法 第17条、介護保険法

ウ 対象

65歳以上の方

エ 対応者

保健師、健康運動指導士、健康運動実践指導者

オ 内容

1コース全3回、年間2コース開催。

介護予防に関する簡単な講義と運動実技。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分		参加実人数	参加延べ人数	備考
19	1コース	15	59	1コース4回 実施
	2コース	15	49	
20	1コース	15	38	
	2コース	27	77	

キ 事業の経過

高齢者が気軽に参加できる運動教室として、平成18年度から「お達者クラブ」として開始しました。

平成20年度には、内容は変わらず名称を「65歳からの楽々運動教室」と変更をしました。

ク まとめ

健康づくりを推進する上で、高齢者の健康づくりは欠かせないものとなっています。参加対象者をあえて65歳以上に絞り、参加しやすくしました。また、高齢者のため参加者に体力差があるので運動指導には注意が必要となります。

(8) 運動嫌いな人のための運動教室

ア 目的

運動が嫌いな方、苦手な方を対象に身体活動・運動の必要性と知識の普及・啓発を図る。また、楽しくからだを動かすことを通じて、運動の動機付けを図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法 第17条

ウ 対象

運動が嫌いな方、苦手な方

エ 対応者

健康運動指導士

オ 内容

1コース全3回、年間2コース開催。

運動実習(やさしいストレッチ、家でもできる体操、筋力トレーニング)。

カ 実績

単位：人

区分 年度		参加 実人数	参加延べ 人数	備考
19		21	54	1コースのみ開催
20	1コース	16	39	
	2コース	25	66	

キ 事業の経過

平成19年度に新規事業として実施しました。おおむね好評を得たため、平成20年度は2コース開催いたしました。

ク まとめ

運動が嫌いであったり、運動が苦手と思っている方がいることから、今後教室を続けていくことで運動嫌い・苦手克服者を増やしていく必要性があります。

さらに運動に対する意識の低い人を巻き込んでいくことが今後の課題となっています。

(9) はじめてウォーキング教室

ア 目的

地域住民を対象としたウォーキング教室を開催し、運動習慣の獲得及び健康づくりを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法 第17条

ウ 対象

医師に運動を止められていない40歳以上で、ウォーキングをこれから始めようとしている方

エ 対応者

健康運動指導士、健康運動実践指導者

前年度までの教室終了者による自主グループの協力

オ 内容

1コース全6回、年間2コース開催。

回数	内容
1回目	開校式、オリエンテーション、ウォーキングの効果、歩き方、靴の履き方
2回目	歩き方、靴の履き方、ウォーキング2km
3回目	心拍数の測り方、ウォーキング3km
4回目	水分補給について、ウォーキング3.5km
5回目	ウォーキングの運動効果、ウォーキング4km
6回目	ウォーキング4.5km、閉校式（修了証授与）

カ 実績

単位：人

年度	区分	参加実人数	参加延べ人数	備考
19	春開催教室	30	155	宮寺公民館にて開催
	秋開催教室	39	203	
20	春開催教室	20	87	
	秋開催教室	23	118	東金子公民館にて開催

キ 事業の経過

平成15年度に早稲田大学と共催でウォーキング教室を行って以来、平成16年度からは、健康福祉センターで毎年春と秋の2コース実施しています。平成19年度から年2コースのうち1コースは公民館と共催で行っています。

ク まとめ

高齢化が進むにつれ、手軽なウォーキングを行いたいという人は依然増え続けています。今後も各地域などで開催し、参加者の自主グループ化を念頭におき継続へとつなげます。

(10) 肩こり・腰痛・ひざ痛予防教室

ア 目的

身体の痛みを予防し、日常生活を快適に過ごすことができるよう、身体の痛みの原因を理解し、自らの健康づくりのための運動を行うきっかけを作ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法 第17条

ウ 対象

40歳以上の方で、肩こり、腰痛、ひざ痛を予防したい、又は、運動不足や筋力低下、生活習慣等が原因で慢性的な痛みのある、医師から運動を止められていない方。ただし、脊椎や関節等の整形外科的疾患（頸椎損傷、ぎっくり腰、椎間板ヘルニア、半月板損傷など）のある方を除く。

エ 対応者

健康運動指導士、健康運動実践指導者

オ 内容

1コース全3回、年間2コース開催。

各回で、症状ごとの原因や予防・改善について簡単な講義と実技（ストレッチ、筋力運動）を行う。

回数	内容
1回目	肩こりの原因と予防（講義、ストレッチ、筋力運動）
2回目	腰痛の原因と予防（講義、ストレッチ、筋力運動）
3回目	ひざ痛の原因と予防（講義、ストレッチ、筋力運動）

カ 実績

単位：人

区分 年度		参加 実人数	参加 延べ人数	備考
19	1コース	29	76	
	2コース	28	79	
20	1コース	28	67	東金子公民館で開催
	2コース	30	85	

キ 事業の経過

健康福祉センター開設と同時に平成15年度から事業を開始しました。年2コース開催していますが、毎回定員を上回る申し込みがあります。平成20年度は1コースを公民館と共催で行っています。

ク まとめ

教室の名称が対象者のニーズに合うようで、毎回一定の参加者を確保できています。しかし、3つの内容を1つの教室にしているため、全日程参加されない方も多そうです。地域で実施していくことを考え、今後参加しやすいよう検討していきます。

(11) お試しトレーニング室利用

ア 目的

健康福祉センタートレーニング室の利用、トレーニング機器の使用に不安のある方を対象に、教室後もトレーニング室の継続的に利用していただくことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

トレーニング室の利用及び機器の使用に不安のある方

エ 対応者

健康運動指導士、健康運動実践指導者

オ 内容

1コース全2回、年間3コース開催。

トレーニング機器の使用方法を詳しく学び、体験する。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分		参加実人数	参加延べ人数
20	1コース	17	34
	2コース	11	19
	3コース	7	12

キ 事業の経過

平成20年度より、トレーニング室利用者の開拓を目的に新規事業として実施しました。

ク まとめ

参加実人数にばらつきが見られたが、参加者の体力度測定受講率は高く、トレーニング室の利用にうまくつながっています。今後も、トレーニング室の利用を健康づくりの一つの方法として、多くの方が利用しやすいよう努めていきます。

(12) 室内用トレーニング自転車体験教室

ア 目的

運動習慣のない方が運動習慣を身につけるきっかけとなり、参加者の健康増進につなげる。また、トレーニング室を使用して雰囲気になれることで、トレーニング室の利用を促す。

イ 根拠・関連法令

健康増進法 第17条

ウ 対象

60歳以上で運動習慣のない、医師に運動を止められていない方。
トレーニング室の体力度測定を受けていない方。

エ 対応者

健康運動実践指導者

オ 内容

1コース全2回、年間4コース開催。

トレーニング室の自転車エルゴメーターを使用し、参加者に負荷を指示しながら運動を実施する。集団で行うことで楽しく運動を実施するとともに、弱すぎる強度で行いがちな運動を十分な負荷をかけて行うことを体験していただく。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分		参加実人数	参加延べ人数
20	1コース	5	10
	2コース	7	13
	3コース	7	14
	4コース	6	12

キ 事業の経過

平成20年度にトレーニング室を利用した新規事業として実施しました。

ク まとめ

参加者へ運動習慣の動機づけ、トレーニング室利用へのアプローチとして良い効果をもたらしています。しかし、一回の教室で受けられる人数が少なく、他の利用者がある中でトレーニング室の機器を独占してしまうことから、事業の実施方法の検討が必要です。

(13) 体力度測定

ア 目的

トレーニング室利用に伴い、事前に体力度測定を実施し、現在の体力状況を把握すると共に、生活習慣病に関する知識の普及・啓発を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法 第17条

ウ 対象

トレーニング室利用希望で15歳以上（中学生を除く）の方

エ 対応者

保健師、管理栄養士、健康運動指導士、健康運動実践指導者、事務職員
業務委託スタッフ

オ 内容

問診、身体測定、血圧測定。

体力度測定（全8種）、結果説明、トレーニング機器の使用説明。

参加費 300円（65歳以上は200円）。

定員 1回10人（土曜実施のみ7人）。

カ 実績

単位：人

年度	区分	回数（回）	参加人数		
			男性	女性	合計
19		165	641	697	1,338
20		155	563	665	1,228

キ 事業の経過

平成15年度、健康福祉センターの開設と同時に3階のトレーニング室の運営を開始しました。トレーニング室の利用希望者に対し、体力度測定を実施してからの利用としています。開設初年は、希望者が多く、日曜日を除く毎日、1日3～4回の体力度測定を実施しました。その後、徐々に実施日を減らし、平成20年度は月に4～5日実施しています。

ク まとめ

平成19年度と比べて実施回数に対しての参加者数はほぼ横ばいです。今後、新規の利用者獲得・増加に向けて、より参加しやすい形態にしていくことが課題となっています。

(14) トレーニング室

ア 目的

市民の主体的な健康づくりのため、個人の継続的な運動習慣及び体力状況に応じた健康増進の場とすることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

15歳以上（中学生を除く）でセンターが行う講習を修了した方

エ 対応者

業務委託スタッフ

オ 内容

利用時間

月曜～土曜（祝日含む） 午前9時から午後10時（受付終了午後9時）

日曜日 午前9時から午後5時（受付終了午後4時）

使用料

	65歳未満	65歳以上
1回券	300円	200円
回数券（11枚綴り）	3000円	2000円
1か月定期	3000円	2000円
3か月定期	6000円	4000円

※市内、所沢市、飯能市、もしくは狭山市以外の地域にお住まいの方
 (市内に在勤又は在学する方を除く。)の使用料は倍額

カ 実績 単位：人

年度	区分	利用者延べ数
19		70,868
20		73,849

キ 事業の経過

平成15年の健康福祉センター開館と同時にオープンして以来多くの市民、近隣市民の利用をいただいております。

平成19年度は利用者が減少となりましたが、平成20年度は前年度を上回る利用者数となっております。

オープン時から一部業務委託を実施してきましたが、平成20年度から完全に業務委託を実施しました。

ク まとめ

多くの方の健康づくりの場として役立っており、利用者同士のコミュニケーションの場としても貢献しています。今後も健康づくりのきっかけとして多くの市民が利用しやすいものとなるよう充実させていきます。

(15) むし歯予防デー

ア 目的

歯の衛生に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、歯科疾患の予防のために検診・相談を行い、併せてその早期発見をし、早期治療を勧めることにより、歯の寿命を延ばし健康の保持増進を図る。

イ 根拠・関連法令

歯の衛生週間実施要領

ウ 対応者

入間市歯科医師会、歯科衛生士会狭山支部、入間市健康福祉センター職員

エ 内容

歯科検診、歯科相談、ブラッシング指導、フッ素塗布(18歳未満の方)、8020よい歯のコンクール予備健診

オ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	実施日	歯科検診	フッ素塗布	歯科相談
19	5月27日	706	469	40
20	5月25日	627	429	28

カ 事業の経過

歯の衛生週間の行事として、昭和62年度から実施。入間市歯科医師会、
歯科衛生士会と共催で実施しています。

キ まとめ

「むし歯予防デー」が事業として定着し、参加者の数も年々増加していま
す。

